

戸籍の附票の記載事項の改正について

戸籍の附票について令和4年1月11日より下記の3点が変更されました。

(変更点①) 戸籍の附票の記載事項に「出生の年月日」及び「男女の別」が追加されました。

※戸籍の附票の除票は、過去に公証していた事項について公証するものですので、その記載について修正を行うことは認められないため、施行日(令和4年1月11日)以前の戸籍の附票の除票には、追加できません。

(変更点②) 戸籍の附票、戸籍の附票の除票において、戸籍の表示(本籍及び筆頭者の氏名)及び在外選挙人名簿への登録、また、当該登録された市町村名(以下「戸籍の表示等」という。)の記載が省略されます。

戸籍の表示等が必要な場合は、受付の際にお伝えください。

(変更点③) 戸籍の附票が発行される場合は、各人ごとに氏が記載されます。

(理由) 各人ごとの氏の記載がない場合、戸籍の表示等の記載を省略した戸籍の附票の写しの交付において、筆頭者の氏名の記載が省略されることにより、本人の氏を確認できなくなってしまうためです。